

山崎八幡宮祖霊社講会則

第1条 本会は山崎八幡宮祖霊社講と称し、事務所を山崎八幡宮社務所に置く。

(目 的)

第2条 山崎八幡宮の神道葬祭家の安寧と発展を図るため、次の事業を行う。

- (1) 会員の祖先の御霊は祖霊殿に合祀し、山崎八幡宮は祖霊殿を奉斎し、祖霊を永代に亘り祭祀する。
- (2) 神道葬祭家の神の恵みと祖先の恩とに感謝し、祖霊祭及び崇祖につとめ、併せて会員相互の親睦を図る。

(総 会)

第3条 毎年5月2日に合同祖霊祭を斎行し、祖霊社講の総会にあてる。

(組 織)

第4条 本会は、山崎八幡宮の神道葬祭家の加入者で組織する。

- (1) 本会の役員は、会長1名、副会長1名、事務局長1名(会計を兼ねる)、監査1名及び、各地区に代表1名を置く。但し、副会長は宮司をあてる。
- (2) 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(役 員)

第5条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長が事故あるときは代理をする。
- (3) 欠員補充により就任した役員は、前任者の残任期間とする。
- (4) 事務局長は、会計を兼ねる。
- (5) 監査は、会計監査を行う。

(役員会への付議事項)

第6条 役員会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 年会費の変更。
- (2) 5月合同祖霊社祭の御榊料、会員の葬儀玉串料。
- (3) 新規加入者承認及び、入会金額の決定。
- (4) 本会の維持、祖霊社の祭祀奉斎そのた追加会費、臨時支出額などの必要が生じた場合。
- (5) 神社より特別な要請があった場合。
- (6) その他

(新規会員の加入)

第7条 新規に加入するものは、入会金として、別に定める永代合祀料を納入すること。

第8条 この会計は、毎年5月1日に始まり、4月30日に終わる。

附 則

(6条関係の金額)

1. 別表のとおりとする。

(施行期日)

2. この会則は、平成18年5月1日から施行する。